# 令和６年能登半島地震災害義援金のお取扱いについて

令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。
当金庫では、災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

１．寄 付 先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

２．取扱期間

令和６年１月１１日（木）～令和９年３月１６日(火)

※令和７年１２月１２日（金）までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況に鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

３．お振込先

信金中央金庫　本店

別段預金　能登半島地震災害義援金口

４．振込手数料

無　料（窓口の場合）

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

寄附金控除には、当金庫が発行する「振込依頼書の控え（振込金受取書）」が必要となります。大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

令和６年７月１日受付分から日本赤十字社が発行する受領証は不発行となりました。令和６年１月 11 日～令和６年６月 28 日受付分までは日本赤十字社が発行する受領証が発行可能です。必要な方は、振込依頼時に必ず窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※　詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上

昭和信用金庫